

周南市モーターボート競走事業の呼称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

周南市モーターボート競走事業の呼称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市モーターボート競走事業の呼称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(周南市職員定数条例の一部改正)

第1条 周南市職員定数条例(平成15年周南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「競艇事業局」を「ボートレース事業局」に改める。

(周南市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 周南市モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成20年周南市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

第2条の見出し中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改め、同条中「よるモーターボート競走」の次に「(以下「競走」という。)」を加え、「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

第3条及び第4条中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

第4条の2第1項中「競艇事業局」を「ボートレース事業局」に改める。

第7条から第9条まで並びに第10条第1項及び第2項第3号中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

(周南市の政策推進における組織の役割を定める条例の一部改正)

第3条 周南市の政策推進における組織の役割を定める条例（平成24年周南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号及び第3条第2項第13号中「競艇事業局」を「ボートレース事業局」に改める。

（周南市競艇事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 周南市競艇事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成26年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「競艇事業局」を「ボートレース事業局」に改める。

第1条、第2条第1項及び第24条第1項中「競艇事業局」を「ボートレース事業局」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市職員定数条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（9） （略） （10） <u>競艇事業局</u> の職員 20人	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（9） （略） （10） <u>ボートレース事業局</u> の職員 20人

周南市モーターボート競走事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、本市のモーターボート競走事業（以下「<u>競艇事業</u>」という。）の設置及びその経営の基本等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>競艇事業</u>の設置)</p> <p>第2条 モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。以下「競走法」という。）第1条及び第2条の規定によるモーターボート競走の開催並びにこれに附帯する業務を行うため、<u>競艇事業</u>を設置する。</p> <p>(法の適用)</p> <p>第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、<u>競艇事業</u>に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 <u>競艇事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、本市のモーターボート競走事業（以下「<u>ボートレース事業</u>」という。）の設置及びその経営の基本等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>ボートレース事業</u>の設置)</p> <p>第2条 モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。以下「競走法」という。）第1条及び第2条の規定によるモーターボート競走（以下「<u>競走</u>」という。）の開催並びにこれに附帯する業務を行うため、<u>ボートレース事業</u>を設置する。</p> <p>(法の適用)</p> <p>第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、<u>ボートレース事業</u>に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 <u>ボートレース事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(組織)</p> <p>第4条の2 法第14条の規定に基づき、モーターボート競走事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>競艇事業局</u>を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第7条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない<u>競艇事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により<u>競艇事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)</p> <p>第9条 <u>競艇事業</u>の業務に関し、法第40条第2項の規定により</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条の2 法第14条の規定に基づき、モーターボート競走事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>ボートレース事業局</u>を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第7条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない<u>ボートレース事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により<u>ボートレース事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)</p> <p>第9条 <u>ボートレース事業</u>の業務に関し、法第40条第2項の規</p>

現行	改正案
<p>条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第10条 管理者は、<u>競艇事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>競艇事業</u>の経営状況を明らかにするために管理者が必要と認める事項</p>	<p>定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第10条 管理者は、<u>ボートレース事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>ボートレース事業</u>の経営状況を明らかにするために管理者が必要と認める事項</p>

周南市の政策推進における組織の役割を定める条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p>（構成）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、政策の推進を担う組織は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>競艇事業局</u></p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>（組織の役割）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 組織の役割は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（12）（略）</p> <p>（13）<u>競艇事業局</u></p> <p>戦略的かつ持続的な経営により、その収益をもって住民福祉の増進に寄与する。</p> <p>（14）・（15）（略）</p>	<p>（構成）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、政策の推進を担う組織は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>ボートレース事業局</u></p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>（組織の役割）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 組織の役割は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（12）（略）</p> <p>（13）<u>ボートレース事業局</u></p> <p>戦略的かつ持続的な経営により、その収益をもって住民福祉の増進に寄与する。</p> <p>（14）・（15）（略）</p>

周南市競艇事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第4条の改正）

現行	改正案
<p>周南市<u>競艇事業局</u>企業職員の給与の種類及び基準を定める条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第38条第4項の規定に基づき、周南市<u>競艇事業局</u>企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 周南市<u>競艇事業局</u>企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（非常勤職員の給与）</p> <p>第24条 <u>競艇事業局</u>企業職員のうち第2条に規定する職員以外の者（以下「非常勤職員」という。）の給与の種類は、報酬又は賃金（以下「基本給」という。）及び手当とする。</p> <p>2～8 （略）</p>	<p>周南市<u>ボートレース事業局</u>企業職員の給与の種類及び基準を定める条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第38条第4項の規定に基づき、周南市<u>ボートレース事業局</u>企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 周南市<u>ボートレース事業局</u>企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（非常勤職員の給与）</p> <p>第24条 <u>ボートレース事業局</u>企業職員のうち第2条に規定する職員以外の者（以下「非常勤職員」という。）の給与の種類は、報酬又は賃金（以下「基本給」という。）及び手当とする。</p> <p>2～8 （略）</p>